

平良港台風津波等対策実施要領

平良港台風津波等対策委員会規則第9条（2）の規定に基づき、平良港台風津波等対策実施要領を次のとおり定める。

平良港台風津波等対策委員会

1 異常気象時における対応

（1）台風対策

港則法（昭和23年法律第174号。以下「法」という。）第39条第4項及び第45条に基づき宮古島海上保安部長が行う措置等の区分、措置等を行う基準及び船舶等の措置は、下表のとおりとする。

措置等の区分	措置等を行う基準	船舶等の措置
第一体制 (警戒勧告)	風速25m/s以上の暴風域が48時間以内に平良港に到達すると予想される場合	① 船舶は、台風の動きに留意し、乗組員の待機、機関の準備等、避難できる態勢を整えること ② 荷役作業は、直ちに中止できる態勢を整えること。 ③ 汽艇等は、気象状況に応じ、港内の船溜り等安全な場所に避難し、陸揚げ又は係留強化等の措置をとること。 ④ 港内工事作業船舶は、資機材の流出防止措置等を行い、厳重な警戒体制をとること。
第二体制 (避難勧告)	風速25m/s以上の暴風域が24時間以内に平良港に到達すると予想される場合	① 避難の対象船舶は、速やかに離岸（離棧）し、避難すること。（台風の進路等を勘案し、港内に風・うねり等の影響が多分に及ぶおそれがある場合は、港外に避難すること。） ② 荷役及び港内工事作業船舶は、作業を直ちに中止し、資機材の流出防止措置状況を再度確認のうえ、荒天準備を完了させるとともに安全な場所に避難すること。 ③ 総トン数500トン未満の船舶及び汽艇等は、陸揚げ又は係留強化の状況を再度確認し、厳重な警戒体制をとること。

体制の解除	平良港が台風若しくは低気圧の影響圏外となり、次第に平穏となることが予想され、かつ、宮古島地方気象台において観測した風速値の平均が風速15m/s以下となった場合。	船舶は、宮古島海上保安部長による体制の解除がなされたことを確認後、入港することができる。 なお、入港に際しては、海上漂流物の有無及び航路、係留施設、荷役設備等の異常の有無を事前に確認しておくこと。
-------	--	---

(注) 1) 避難の対象船舶は、総トン数500トン以上の船舶とする。ただし、港内において工事・作業に従事している船舶のうち自力航行ができない台船等を除くものとする。

なお、自力航行ができない台船等について、岸壁等で避泊する場合は、原則として有人監視とし、係留強化等必要な措置を講じること。また、自力航行ができない台船等を港内に錨泊避泊させる場合は、走錨海難を防止する観点から当直員（錨泊監視等）を配置のうえ、直ちに移動等が可能な体制を事前に構築しておくこと。

2) 第二体制（避難勧告）発出時において、船舶の措置が講じられていない場合、船長判断の合理性、係留施設の管理者の意向について確認のうえ、必要に応じて当該船舶に対して、個別に追加的な勧告を行うことがある。また、追加的な勧告を行った場合において、船舶側の対応が確実に実施されない懸念がある場合には、法第39条第3項及び第45条に基づき、移動等の命令を行うことがある。

3) 錨泊中の船舶は、走錨海難を防止するため、国際VHF（ch16）を常時聴取する等、海上保安庁との連絡手段を確保するとともに、当直員（錨泊監視等）を配置し、直ちに機関を使用できる準備を整えておくこと。また、船舶自動識別装置（以下「AIS」という。）搭載船舶にあつては、AISを常時作動させておくこと。

4) 海上保安庁は、必要に応じて無線等による注意喚起・勧告を行う。

5) 勧告発出後、勧告の発出基準となった台風の勢力が弱まり、風速25m/s以上の暴風域がなくなった場合や台風から低気圧に変わった場合にあつても当該台風又は低気圧が平良港を通過し、次第に平穏となることが予想されるまでは体制を解除しない。

6) 体制を解除した後、海上漂流物や係留施設等の被害状況によっては、法第39条第3項及び第45条に基づき、新たに船舶の航行を制限又は禁止することがあるので留意すること。

(2) 急速に発達する低気圧等への対策

法第39条第4項及び第45条に基づき宮古島海上保安部長が行う措置等の区分、措置等を行う基準及び船舶等の措置は、下表のとおりとする。

措置等の区分	措置等を行う基準	船舶等の措置
第二体制 (避難勧告)	気象庁(台)から東シナ海南部又は沖縄南方海上に海上暴風警報(24.5m/s以上)が発表された場合	<ul style="list-style-type: none"> ○ 避難の対象船舶は速やかに離岸(離棧)し、避難すること。(低気圧の進路等を勘案し、港内に風・うねり等の影響が多分に及ぶおそれがある場合は、港外に避難すること。) ○ 荷役作業及び港内工事作業船舶は、作業を直ちに中止し、資機材の流出防止措置を講じるなど荒天準備を完了させるとともに安全な場所に避難すること。 ○ 総トン数500トン未満の船舶及び汽艇等は、陸揚げ又は係留固縛状況を再度確認し、厳重な警戒体制をとること。
体制の解除	上記警報が解除された後、次第に平穏となることが予想され、かつ、宮古島地方气象台において観測した風速値の平均が風速15m/s以下となった場合。	<p>船舶は、宮古島海上保安部長による体制の解除がなされたことを確認後、入港することができる。</p> <p>なお、入港に際しては、海上漂流物の有無及び航路、係留施設、荷役設備等の異常の有無を事前に確認しておくこと。</p>

(注) 1) 急速に発達する低気圧等の接近・来襲時については、気象庁(台)が発表する海上暴風警報以下の基準(海上強風警報等)の発表頻度等を勘案すると、宮古島海上保安部長が法に基づき行う第一体制(警戒勧告)の発出は現実的ではないことから発出ししない。

2) 避難の対象船舶は、総トン数500トン以上の船舶とする。ただし、港内において工事・作業に従事している船舶のうち自力航行ができない台船等を除くものとする。

なお、自力航行ができない台船等について、岸壁等で避泊する場合は、原則として有人監視とし、係留強化等必要な措置を講じること。また、自力航行ができない台船等を港内に錨泊避泊させる場合は、走錨海難を防止する観点から当直員(錨泊監視等)を配置のうえ、直ちに移動等が可能な体制を事前に構築しておくこと。

3) 第二体制(避難勧告)発出時において、船舶の措置が講じられていない場合、船長判断の合理性、係留施設の管理者の意向について確認のうえ、必要に応じて当該船舶に対して、個別に追加的な勧告を行うことがある。また、追加的な勧告を行った場合において、船舶側の対応が確実に実施されない懸念がある場合には、法第39条第3項及び第45条に基づき、移動等の命令を行うことがある。

4) 錨泊中の船舶は、走錨海難を防止するため、国際VHF(ch16)を常時聴取する等、海上保安庁との連絡手段を確保するとともに、当直員(錨泊監視等)を配置し、直ちに期間を使用できるよう準備を整えておくこと。また、AIS搭載船舶にあつては、AISを常時作動させておくこと。

5) 海上保安庁は、必要に応じて無線等による注意喚起・勧告を行う。

- 6) 勧告発出後、気象庁から海上暴風警報の解除の発表があっても、当該低気圧が平良港を通過し、次第に平穏となることが予想されるまでは体制を解除しない。
- 7) 体制を解除した後、海上漂流物や係留施設等の被害状況によっては、法第39条第3項及び第45条に基づき、新たに船舶の航行を制限又は禁止することがあるので留意すること。

(3) 津波対策

- ① 法第39条第4項及び第45条に基づき宮古島海上保安部長が行う措置等の区分、措置等を行う基準及び船舶等の措置は、下表のとおりとする。
- ② 気象庁(台)から津波警報等が発表された場合、宮古島海上保安部長は①のとおり勧告を行うが、時間的に余裕がないことも考えられることから、宮古島海上保安部長からの体制等の勧告発出はすでになされたものとみなして、宮古島海上保安部からの連絡を待つことなく、速やかに対応すること。
- ③ 当該措置に際して、船舶は、津波到達までに時間的余裕がある場合は、港外退避等を優先するものとし、また、津波到達までに時間的余裕がない場合は、「津波に対する船舶対応要領一覧表(別紙)」の措置内容に関わらず、人命の安全を第一に考え、乗組員・乗客・作業員を安全な場所に避難させることを念頭に置き対応すること。

措置等の区分	措置等を行う基準	船舶等の措置
津波避難体制 (避難勧告)	気象庁(台)から宮古島・八重山地方に津波注意報または(大)津波警報が発表された場合	船舶は、津波の高さ及び時間的余裕並びに船舶の用途、大きさ等に応じ「津波に対する船舶対応要領一覧表(別紙)」に定める所要の措置を参考に対応すること。
体制の解除	気象庁(台)から津波注意報が解除された場合(注6)	船舶は、宮古島海上保安部長による体制の解除がなされたことを確認後、入港することができる。 なお、入港に際しては、海上漂流物の有無及び航路、係留施設、荷役設備等の異常の有無を事前に確認しておくこと。

(注) 1) 対象船舶は、平良港内及び同港境界付近における全ての船舶とする。

2) 小型船舶とは、プレジャーボート、漁船等のうち港内において陸揚げできる程度の船舶とする。なお、小型船舶が通常陸揚げ固縛されるスロープや砂浜の傾斜地は、津波が遡上する危険性があるので、陸揚げ場所には十分注意すること。

3) 気象庁(台)からの津波予報を入手できない状況にあっても、強い地震(震度4程度以上)を感じた時は、一般的に震源が近距離の場合が多い。震源が近い時に津波が発生すれば、短時間で到達することを考慮する必要がある。

また、弱い地震であっても、長い時間ゆっくりとした揺れとして感じた時は、大きく断層が動いた「地震津波、長周期地震」の可能性があるので、津波発生を想定した対応をとる必要がある。

4) 緊急避難に要する時間は、「避難準備に要する時間(機関用意、乗下船と荷役・作業中断の所要時間等)」と「安全な海域までの移動時間」を考慮し、各船舶は入港の都度、両者を把握しておくこと。

5) 津波警報等が発表された際に宮古島海上保安部長の発出した体制下における船舶がとるべき措置については、原則として船長判断とするが、避難海域等について、船舶交通の危険等のおそれがある場合、法第39条第3項及び第45条に基づき、宮古島海上保安部長から移動等の命令を行うことがある。

6) 気象庁(台)においては、津波警報等発表後は継続して評価が行われており、評価に応じて警報から注意報へといった発表内容の切り替えが行われるが、その場合においても津波襲

来の危険性がなくなるのではないことから、津波注意報解除の発表が行われるまで既に執っている措置を原則として継続すること。なお、(大)津波警報発表時は、津波注意報への発表切り替えを経て解除されることとなる。

- 7) 船舶は、国際 VHF (Ch16) を常時聴取する等、海上保安庁との連絡手段を確保するとともに、当直員 (船橋当直・無線当直等) を配置し、直ちに機関を使用できるよう準備を整えておくこと。また、AIS 搭載船舶にあつては、AIS を常時作動させておくこと。
- 8) 体制を解除した後、海上漂流物や係留施設等の被害状況によっては、法第39条第3項及び第45条に基づき、新たに船舶の航行を制限又は禁止することがあるので留意すること。

(4) 南海トラフ地震臨時情報への対応

「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」において、沖縄県宮古島市及び沖縄県宮古郡多良間村は「南海トラフ地震防災対策推進地域」となっていることから、気象庁（台）から「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合、宮古島海上保安部長は、平良港在泊船舶に対し、法第39条第4項及び第45条に基づく措置等を行うこととなる。宮古島海上保安部長が行う当該措置等の区分、措置等を行う基準となる情報の種類及び船舶等の措置は、下表のとおりとする。

なお、津波警報等発表時の対応との混乱を防止するため、「津波に対する船舶対応要領一覧表（別紙）」下欄に『「南海トラフ地震臨時情報」に対する対応』を掲示する。

措置等の区分	措置等を行う基準となる情報の種類	船舶等の措置
情報伝達	「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」 又は 「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」	在港船舶は、南海トラフ地震情報に係る気象庁の発表に留意すること。
注意喚起	「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された時（発表期間1週間） 又は 「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」発表後、1週間を経過した時	在泊船舶は、南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること。 連絡系統、避難方法及び避難海域の確認を行っておくこと。
勧告	「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された時	在泊船舶は、避難準備を行い、直ちに出入港できる体制を整えるとともに南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること。 また、以下の内容についてあらかじめ確認しておくこと。 ・避難に必要な支援体制の確保 ・岸壁管理者の対応 ・荷主等の対応 ・避難方法、避難海域 なお、避難に必要な支援体制を受けられない等の状況が予想される場合にあつては、自主的に安全な海域に避難すること。

- (注) 1) 先発地震が発生し、又はゆっくりすべりを観測した際は、気象庁から南海トラフ地震との関連性について調査を開始する旨の「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表される。
- 2) 「南海トラフ地震臨時情報」が発表された後、発生した現象について評価を行うため、有識者からなる「南海トラフ沿いの地震に関する評価検討会」が開催され、その評価結果を受け、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」（以下「巨大地震警戒」と

いう。) (※1) や「南海トラフ地震臨時情報 (巨大地震注意)」 (以下「巨大地震注意」という。) (※2) が発表される。

なお、巨大地震警戒又は巨大地震注意のいずれの発表条件を満たさなかった場合は、気象庁から「南海トラフ地震臨時情報 (調査終了)」が発表される。

※1 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合に発表

※2 南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM7.0以上、M8.0未満の地震が発生した場合、同プレート境界以外や想定震源域の海溝軸外側50キロメートル程度までの範囲でM7.0以上の地震が発生した場合又はゆっくりすべりが観測された場合に発表

3) 「南海トラフ地震臨時情報」の巨大地震警戒又は巨大地震注意の発表後、地震活動や地殻変動の状況について、適宜気象庁から「南海トラフ地震関連解説情報」が発表される。

ただし、後発地震発生の可能性が相対的に高まったと評価された場合でも南海トラフ地震が発生しないこともあることに留意が必要である。

4) 「南海トラフ地震臨時情報」の巨大地震警戒又は巨大地震注意について、発表期間は原則1週間である。発表期間中に気象庁 (台) から「南海トラフ地震臨時情報」に関する継続情報又は政府からの関連情報が発表された場合、宮古島海上保安部長は、原則として同発表内容を電子メール等により周知することとする。

なお、気象庁 (台) から「南海トラフ地震臨時情報」に関連して継続情報が発表されない場合にあっては、宮古島海上保安部長からの注意喚起等は原則1週間の経過をもって自動的に失効するものとするが、その場合においても、船舶は引き続き関連情報の入手に努めること。

2 周知方法

- (1) 宮古島海上保安部は、異常気象時における体制等の発出又は解除を行った際は、電子メール等により周知する。
- (2) 委員は、原則として、体制等の発出又は解除（津波警報等にあつては、気象庁（台）からの発表内容）を関係者及び所属する各船に周知すること。
- (3) 海上保安庁は、AIS 搭載船に対し、避難勧告等が発出又は解除された旨のメッセージを送信する。
- (4) 海上保安庁が運用する「海の安全情報」（※3）に、避難勧告等が発出又は解除された旨の内容を掲載する。

※3 海の安全情報（沿岸域情報提供システム）

海上保安庁が、気象海象の現況、緊急情報等を、インターネットを通じて船舶の運航者等に対して提供するシステム

3 その他

船舶及び係留施設等に被害があった場合又はこれらを認知した時は、速やかに港湾管理者、宮古島海上保安部等の関係機関に連絡すること。

平良港台風等対策委員会規則（平成13年6月19日）第5条（5）の規定により定めた平良港台風等対策実施要領は廃止する。

津波に対する船舶対応要領一覧表

「津波警報等」に対する対応

津波警報・注意報の種類		津波来襲までの時間的余裕	港内着岸船			船舶の対応			
			大型船、中型船(漁船を含む)		小型船(汽艇等)	錨泊船、浮標保留船(作業船を含む)	航行船		工事中
			危険物積載船舶	一般船舶(作業船を含む)	小型船(汽艇等) (プレジャーボート、小型漁船等)		大型船、中型船(漁船を含む)	小型船(汽艇等) (プレジャーボート、小型漁船等)	
津波注意報	1m (0.2m<予想高さ≤1m)	—	荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	荷役・作業中止 係留避泊又は港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後 陸上避難 (場合によっては港外退避)	作業中止・港内避泊 (場合によっては港外退避)	港外退避	着岸のうえ陸揚げ固縛 若しくは係留強化の後 陸上避難又は港外退避	工事・作業船等 (作業台船及び起重機船を含む) 工事・作業中止 陸上避難
津波警報	3m (1m<予想高さ≤3m)	無し	荷役・作業中止 係留避泊	荷役・作業中止 係留避泊	陸上避難	作業中止 港内避泊	港内避泊 又は港外退避	着岸後陸上避難 又は港内避泊	工事・作業中止 港外退避又は流出防止措置
		有り	荷役・作業中止 港外退避	荷役・作業中止 港外退避又は係留避泊	陸揚げ固縛又は係留強化の後 陸上避難 (場合によっては港外退避)	作業中止 港外退避	港外退避	着岸のうえ陸揚げ固縛 若しくは係留強化の後 陸上避難又は港外退避	工事・作業中止 陸上避難
大津波警報	10m超 (10m<予想高さ) 10m (5m<予想高さ≤10m) 5m (3m<予想高さ≤5m)	無し	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	荷役・作業中止 係留避泊又は陸上避難	陸上避難	作業中止 港内避泊	港内避泊 又は港外退避	着岸後陸上避難 又は港内避泊	工事・作業中止 港外退避又は流出防止措置
		有り	荷役・作業中止 港外退避	荷役・作業中止 港外退避	陸揚げ固縛又は係留強化の後 陸上避難 (場合によっては港外退避)	作業中止 港外退避	港外退避	着岸のうえ陸揚げ固縛 若しくは係留強化の後 陸上避難又は港外退避	工事・作業中止 港外退避又は流出防止措置
備考			事業者側で予め対応マニュアルを作成しておく。		小型船でも十分津波に対応できる海域が港外に存在し、かつ避難する時間的余裕がある場合は港外退避でも可。	錨地として使用されている海域のうち、津波発生時に流速が速くなる可能性の高い海域を予め調査しておく。		小型船でも十分津波に対応できる海域が港外に存在し、かつ避難する時間的余裕がある場合は港外退避でも可。	

津波来襲までの時間的余裕

- 有り : 大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間(船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで)が有る場合
- 無し : 大津波・津波警報が発せられた時点から避難に要する十分な時間(船舶を港外退避、陸揚げ固縛等の安全な状態に置くまで)が無い場合
- 大型船 : タグボート等の補助船、パイロットを必要とし、単独での出港が困難な船舶をいう。
- 中型船 : 大型船及び小型船以外の船舶をいう。
- 小型船 : プレジャーボート、漁船等のうち、港内において陸揚げできる程度の船舶(造船所での陸揚げは含まない)をいう。
- 陸揚げ固縛 : プレジャーボート、漁船等の小型船を陸揚げし、津波等により海上に流出しないよう固縛する。
- 陸上避難 : 船舶での退避は高い危険が予想されるので、乗組員等は陸上の高い場所に避難する。可能な限り船舶の流出防止、危険物の安全措置を取る。
- 港外退避 : 港外の水深が深く、十分広い海域、沖合いに避難する(港外退避が間に合わない場合は港内の緊急避難海域において待機)。
- 港内避泊 : 港内の緊急避難海域で錨、機関、スラスタ等により津波に対抗する。(小型船は流速の遅い水域で津波、漂流物を避航)
- 係留避泊 : 係留強化、機関の併用等により係留状態のまま津波に対抗する(陸上作業員等の緊急避難場所として乗船させることを考慮する。)

「南海トラフ地震臨時情報」に対する対応

南海トラフ地震臨時情報	南海トラフ地震臨時情報(調査中)	○南海トラフ地震情報に係る気象庁の発表に留意すること
	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)	○南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること ○連絡系統、避難方法、避難海域の確認を行っておくこと
	南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)	○避難準備を行い、直ちに出港できる体制を整えること ○南海トラフ地震情報に係る情報の入手に努めること ○以下の内容についてあらかじめ確認しておくこと ・避難に必要な支援体制の確保 ・岸壁管理者の対応 ・荷主等の対応 ・避難方法、避難海域 なお、避難に必要な支援体制を受けられない等の状況が予想される場合にあっては、自主的に安全な海域に避難すること
備考		

In-Table Summarized Tsunami Response Actions by Vessel Type and Situation

Tsunami Warning/Advisory,Vessel Types,and Recommended Actions

Tsunami Warning/Advisory (PH:Predicted Height)		Time Allowance to Tsunami Strike	In a port Berthing Vessels			Anchoring Vessels/Buoy-mooring Vessels	Proceeding Vessels (Including Arrival/Leaving shore Work)		Construction work in the port Working Vessels (Including Crane Ship,etc)
			Large/Mid-Size Vessels(Including Fishing Vessels)		Small Vessels		Large/Mid-Size Vessels(Including Fishing Vessels)	Small Boats(Pleasure Boats,Fishing Boats,etc)	
			Vessels Carrying Dangerous Cargo	General Vessels (Including Working Vessels)					
Tsunami Advisory	1m (0.2m<PH≤1m)	—	○Suspend loading/unloading or operations ○Berthing sheltering or offshore evacuation		○Evacuation on terrene after lift on the terrene and do lashing or strengthen mooring,(Offshore evacuation,if necessary)	○Suspend loading/unloading or operations ○In a port sheltering (Offshore evacuation,if necessary)	○Offshore evacuation	○Lift on the terrene and do lashing after dockings or evacuation on terrene or evacuate outside the port after strengthen mooring	○Suspend construction and work ○Offshore evacuation or preventive measures against drifting
Tsunami Warning	3m (1m<PH≤3m)	No	○Suspend loading/unloading or operations ○Berthing sheltering or evacuation on terrene		○Evacuation on terrene	○Suspend loading/unloading or operations ○In a port sheltering	○In a port sheltering	○In a port sheltering or evacuation on terrene after docking	○Suspend operations ○Evacuation on terrene
		Yes	○Suspend loading/unloading or operations ○Offshore evacuation		○Evacuation on terrene after lift on the terrene and do lashing or strengthen mooring,(Offshore evacuation,if necessary)	○Suspend loading/unloading or operations ○Offshore evacuation	○Offshore evacuation	○Lift on the terrene and do lashing after dockings or evacuation on terrene or evacuate outside the port after strengthen mooring	○Suspend construction and work ○Offshore evacuation or preventive measures against drifting
Major Tsunami Warning	Over10meters (10m<PH) 10meters (5m<PH≤10m) 5meters (3m<PH≤5m)	No	○Suspend loading/unloading or operations ○Berthing sheltering or evacuation on terrene		○evacuation on terrene	○Suspend loading/unloading or operations ○In a port sheltering	○In a port sheltering	○In a port sheltering or evacuation on terrene after docking	○Suspend construction and work ○Evacuation on Terrene
		Yes	○Suspend loading/unloading or operations ○Offshore evacuation		○Evacuation on terrene after lift on the terrene and do lashing or strengthen mooring,(Offshore evacuation,if necessary)	○Suspend loading/unloading or operations ○Offshore evacuation	○Offshore evacuation	○Lift on the terrene and do lashing after dockings or evacuation on terrene or evacuate outside the port after strengthen mooring	○Suspend construction and work ○Offshore evacuation or preventive measures against drifting
Remarks			Business operators are required to prepare action manuals	May evacuate outside the port in case there is enough time to refuge and enough area outside the port			May evacuate outside the port in case there is enough time to refuge and enough area outside the port		

【Definition of items】

Time Allowance to Tsunami Strike:

Yes: Vessels may have sufficient time to evacuate(to put the vessel in a safe state by offshore evacuation or landing and binding)following the release of a major tsunami warning / tsunami warning.

No: Vessels will not have sufficient time to evacuate(to put the vessel in a safe state by offshore evacuation or landing and binding)following the release of a major tsunami warning / tsunami warning.

Large sized vessels: Vessels unable to make self-leaving off the port without the assistance of support boats(tugboats,etc)and/or pilot service.

Medium saized vessels: Other vessels than large vessels or small vessels.

Small boats: [Pleasure/fishing boats]They are small enough to be carried onto land and sheltered(excluding docking).

With dagerous cargo: Dangerous cargo tanker,radioactive substance loading vessels,gunpowder loading vessels.

On terrene evacuation: Crew members take refuge on terrene in high places,as high risk is predicted for in-vessel sheltering.Before leaving the vessel,complete securing -vessel-measures where possibl such as securing dangerous cargo and ensuring protection from vessel being swept away.

Berthing sheltering: Resisting tsunami power while berthing by means of enhancement of berthing force or through the use of engines.(Acceptance of land workers seeking emergency shelters onboard should be considered.

In a port sheltering: Sheltering in the emergency sheltering area inside the port and resisting tsunami water power by means of anchors or using engines/thrusters.

Offshore evacuation: Choose a wide area where water is deep and away from the coast(if face a difficulties in evacuation,re-choose in a port sheltering.)

Lift on the terrene and do lashing: Unload and secure the pleasure boats and other small boats so that they may not get washed away to sea by the tsunami.

The response to information relating to the Nankai Trough Earthquake

The Nankai Trough Earthquake Temporary Information	The Nankai Trough Earthquake Temporary Information(Under Analysis)	○Collection of Information
	The Nankai Trough Earthquake Temporary Information(Huge Earthquake Attention)	○Collect Information related to the Nankai Trough Earthquake Extra information. ○If the Tsunami warning triggered by next coming earthquake is issued, make sure the emergency call tree, the sea area where you evacuate and so on so that you can evacuate from the port.
	The Nankai Trough Earthquake Temporary Information(Huge Earthquake caution)	○Use following special cautions with the Nankai Trough Earthquake. 1.Confirmation regarding securing of support system necessary for evacuation. 2.Confirmation of correspondence of quay administrator. 3.Confirmation of correspondence of cargo handling companies. 4.Confirmation of evacuation method based on the characteristics of each port. 5.Note Information on Nankai Trough Earthquake announced by the Japan Meteorological Agency. 6.Evacuation from the port.
Remarks		